

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（概要）

1 変更理由

「農業経営基盤強化促進法」の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、令和5年6月に埼玉県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が改正された。

これを受け、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更するものである。

2 基本構想の主な変更点

（1）人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載見直し

- ・地域計画が法定化されたによる「人・農地プラン」に基づく表現から「地域計画」の趣旨に即した内容に変更
- ・農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業を削除

（2）法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備を規定

- ・基本構想の第4に、農業を担う者の確保及び育成を図るための市の取組、関係機関との連携・役割分担とその考え方等を記載

（3）農用地の利用の集積に関する目標値の変更

- ・埼玉県「目標値の変更」に合せ、市の目標値も変更
50%（令和12年度目標値）→ 56%（令和15年度目標値）

（4）その他文言の整理

3 施行予定日

令和5年9月末日までに、告示・施行が必要

- ※ 法の改正施行日（令和5年4月1日）後、県の基本方針は3か月（令和5年6月末日まで）、市の基本構想は6か月（令和5年9月末日まで）の経過措置期間が設定されている。